

2018.7.1.以降始期用

〈リコール特約対応〉

中小企業製造物責任制度対策協議会

# 中小企業 PL 保険制度料率表 (単位：円)

本帳票は、「中小企業製造物責任制度対策協議会 中小企業PL保険制度」の料率についてご案内するものです。保険の内容や保険料の算出方法は「中小企業製造物責任制度対策協議会 中小企業PL保険制度」のパンフレットをご参照ください。保険の内容については、詳細は契約者である団体の代表者の方にお渡ししております保険約款によりますが、ご不明の点がありましたら取扱代理店または保険会社におたずねください。

## 業種別料率表

〈売上高100万円あたり〉

コード	リスク区分 名称	PL保険制度				リコール特約			
		S型	A型	B型	C型	限定補償		充実補償	
		支払限度額 5千万円	支払限度額 1億円	支払限度額 2億円	支払限度額 3億円	支払限度額 3千万円	支払限度額 1億円	支払限度額 3千万円	支払限度額 1億円

製造業										
製 造 業	01	農林畜水産業、農林畜水産食品製造*2	87	112	145	169	50	137	354	956
	0A	肉、魚等練り製品製造*2	581	773	1,029	1,218	50	137	354	956
	0B	缶詰・びん詰食品(除く乳製品、菓子、飲料)製造*2	581	773	1,029	1,218	50	137	354	956
	0C	調味料(除く単体調味料、塩類、糖類)製造*2	581	773	1,029	1,218	50	137	354	956
	0D	弁当、惣菜製造(除く弁当・仕出し等製造小売)*2	581	773	1,029	1,218	50	137	354	956
	03	乳製品製造*2	166	222	296	351	50	137	354	956
	04	冷凍・レトルト・インスタント食品製造*2	372	490	647	762	50	137	354	956
	05	パン、菓子類製造(除く製造小売)*2	241	317	419	493	50	137	354	956
	0E	びん入り発泡飲料製造*2	793	1,067	1,432	1,703	50	137	354	956
	0F	びん入り(除く発泡)飲料製造*2	793	1,067	1,432	1,703	50	137	354	956
	08	飲料(除くびん入り)製造*2	305	407	542	643	50	137	354	956
	0G	単体調味料、単純抽出物、油脂、塩類、糖類、澱粉等製造*2	259	338	444	521	50	137	354	956
	0H	その他の食品(他に分類されない食品)製造*2	259	338	444	521	50	137	354	956
	10	化粧品製造	1,925	2,562	3,410	4,035	176	477	3,277	8,848
	11	石けん、洗剤製造	469	608	791	924	176	477	546	1,474
	12	肥料製造	245	298	365	413	176	477	355	959
	13	飼料製造	367	411	460	490	176	477	355	959
	14	ガラス、同製品、陶磁器製造	132	173	227	267	102	275	314	847
	1A	建築材料製造	134	164	201	228	102	275	897	2,421
	1B	建築部品・ユニット製造	134	164	201	228	102	275	897	2,421
	16	家庭用電気機械・器具製造(体に接触するもの)	950	1,229	1,596	1,864	239	647	2,107	5,690
	1C	家庭用電気機械・器具製造(体に接触しないもの)	435	536	664	756	239	647	2,107	5,690
	1D	電気照明器具・電球製造	435	536	664	756	239	647	2,107	5,690
	1E	映像・音響機械・器具製造	435	536	664	756	239	647	2,107	5,690
	18	家庭用動力付工具製造	603	761	967	1,116	239	647	1,211	3,269
19	家庭用ガス・石油機械・器具製造	1,666	1,990	2,392	2,670	239	647	2,107	5,690	
20	業務用冷暖房装置、換気装置製造(電気によるもの)	275	336	412	466	158	425	2,107	5,690	
21	業務用冷暖房装置、換気装置製造(ガス・石油によるもの)	967	1,192	1,480	1,685	158	425	2,107	5,690	
22	冷凍装置・設備製造	1,174	1,397	1,672	1,862	158	425	1,211	3,269	
2A	医療用具・器具製造(体内、体腔内に一時的に挿入されるもの)*2	381	506	672	795	120	324	546	1,474	
2B	医療用具・器具製造(体内、体腔内に挿入されないもの)、体外検査薬、医療用試薬、衛生材料製造*2	381	506	672	795	120	324	546	1,474	
24	レジャー用乗用具製造	946	1,258	1,675	1,982	284	764	1,374	3,711	
25	事務用機械・器具(除く電子応用・通信機器・器具・装置)製造	442	588	783	926	138	372	1,211	3,269	

# 業種別料率表

〈売上高100万円あたり〉

コード	リスク区分 名称	PL保険制度				リコール特約			
		S型 支払限度額 5千万円	A型 支払限度額 1億円	B型 支払限度額 2億円	C型 支払限度額 3億円	限定補償		充実補償	

## 製造業（続き）

製造業（続き）

2C	眼鏡製造	396	523	692	816	70	191	218	590
2D	コンタクトレンズ製造	396	523	692	816	120	324	487	1,316
27	刃物・大工道具・農機具(除く動力付きのもの)製造	471	605	780	908	138	372	1,211	3,269
28	運動用品製造	803	1,073	1,431	1,696	113	308	1,374	3,711
29	小児用玩具・遊戯具製造	442	588	783	926	113	308	550	1,486
30	家具製造	103	133	172	200	113	308	218	590
31	繊維、皮革、同製品製造*1	74	95	124	144	18	49	218	590
32	靴、履物製造	202	268	354	418	70	191	546	1,474
33	パルプ、紙、紙製品製造*1	34	42	52	59	70	191	218	590
A1	木材林業、木材、木製品製造*1	84	101	123	138	76	204	897	2,421
B1	圧縮ガス、液化ガス製造	1,260	1,603	2,051	2,375	176	477	546	1,474
B2	プラスチック・合成ゴム半製品製造	251	320	409	474	176	477	546	1,474
BA	医薬品(除く生薬、漢方薬)製造*2	3,422	4,529	5,999	7,082	176	477	2,444	6,600
BB	生薬、漢方薬製造*2	3,422	4,529	5,999	7,082	176	477	2,444	6,600
BC	体内移植用医療機械・器具・材料製造*2	3,422	4,529	5,999	7,082	120	324	487	1,316
B4	動物用医薬品等製造*2	1,495	1,709	1,959	2,121	176	477	2,444	6,600
B5	接着剤製造	480	610	781	905	176	477	546	1,474
B6	タイヤ、チューブ製造	209	266	340	393	176	477	546	1,474
B7	プラスチック・ゴム製品製造*1	189	241	308	357	176	477	546	1,474
B8	石油・石炭製品製造*1	251	320	409	474	176	477	546	1,474
BD	塗料、インキ製造	433	549	699	808	176	477	546	1,474
BE	農薬、殺虫剤、殺菌剤製造*2	433	549	699	808	176	477	546	1,474
BF	その他の化学製品製造*1	433	549	699	808	176	477	546	1,474
C1	窯業、土石製品、研磨材製造*1	123	158	203	236	102	275	314	847
D1	釘、ボルト、ナット、リベット、ねじ等製造	42	50	61	69	65	176	201	542
DA	ガスボンベ、エアゾール缶製造	84	101	123	138	65	176	201	542
DB	金属パイプ加工品製造	84	101	123	138	65	176	218	590
DC	その他の鉄鋼、非鉄金属、同製品製造*1	84	101	123	138	65	176	897	2,421
E2	発電・送電・配電用機械・器具製造	211	260	321	366	158	425	2,107	5,690
E3	医療用計測器・電子応用装置製造	370	487	641	754	158	425	2,107	5,690
E4	電子部品、デバイス製造*1	244	311	399	462	45	123	2,107	5,690
E5	電池製造	403	481	577	644	70	191	—	—
E6	動物用医療機械・器具製造	134	153	176	190	70	191	487	1,316
E7	理化学・光学機械・器具、レンズ製造	195	249	319	370	70	191	218	590
F1	自動車、自動二輪車等製造	1,154	1,534	2,040	2,413	284	764	—	—
F2	自動車・自動二輪車用駆動・制動部品製造	415	551	733	867	284	764	—	—
F3	鉄道車両、同部品製造	325	432	574	679	284	764	1,374	3,711
F4	自転車、児童乗物、同部品製造	941	1,250	1,663	1,967	284	764	—	—
F5	船舶、同部品製造	1,844	2,452	3,259	3,855	284	764	1,374	3,711
F6	産業用運搬車両製造	1,154	1,534	2,040	2,413	284	764	1,374	3,711
G1	貴金属製品製造	16	21	27	31	70	191	218	590
G2	生活用品(文房具、食器、時計、その他の身の回り品)製造	48	62	80	93	113	308	218	590

リスク区分		PL保険制度				リコール特約			
		S型 支払限度額 5千万円	A型 支払限度額 1億円	B型 支払限度額 2億円	C型 支払限度額 3億円	限定補償		充実補償	
コード	名称	支払限度額		支払限度額		支払限度額	支払限度額	支払限度額	支払限度額
		3千万円	1億円	3千万円	1億円	3千万円	1億円	3千万円	1億円

製 造 業 ( <small>続き</small> )	製造業 (続き)									
	GA	マッチ、ライター等製造	558	710	909	1,052	70	191	218	590
	GB	火薬類、花火製造	558	710	909	1,052	70	191	218	590
	G4	看板、標識等製造	77	93	112	126	70	191	218	590
	G5	人体保護用器具・装置(ヘルメット、防毒面、救命具等)製造	803	1,073	1,431	1,696	70	191	1,374	3,711
	H1	建設・鉱山・農業用機械製造	547	721	952	1,123	158	425	1,211	3,269
	H2	金属加工・工作機械、プラスチック加工機械製造	547	721	952	1,123	158	425	1,211	3,269
	H3	繊維機械製造	547	721	952	1,123	158	425	1,211	3,269
	H4	食品加工機械製造	547	721	952	1,123	158	425	1,211	3,269
	H5	木工機械製造	547	721	952	1,123	158	425	1,211	3,269
H6	パルプ・製紙機械、印刷・製本・紙工機械製造	547	721	952	1,123	158	425	1,211	3,269	
H7	包装・荷造機械製造	547	721	952	1,123	158	425	1,211	3,269	
H8	化学機械製造	547	721	952	1,123	158	425	1,211	3,269	
H9	その他の産業用加工・工作機械製造*1	547	721	952	1,123	158	425	1,211	3,269	
J1	ベアリング製造	354	435	539	613	65	176	218	590	
J2	バルブ、パッキン、ガスケット製造	354	435	539	613	65	176	218	590	
J3	昇降機、荷役・運搬機械(除く車両)製造	354	435	539	613	158	425	1,211	3,269	
J4	サービス機械(自動販売機、娯楽機械等)製造	354	435	539	613	158	425	1,211	3,269	
J5	消火装置、消火器製造	354	435	539	613	158	425	487	1,316	
J6	交通信号・保安装置、防犯・防火・警報装置製造	354	435	539	613	158	425	2,107	5,690	
J7	電子応用(除く医療用)・通信機械・器具・装置製造	354	435	539	613	158	425	487	1,316	
J8	計量・計測・試験・分析機械・器具製造	354	435	539	613	158	425	824	2,226	
J9	その他の機械・器具製造*1	354	435	539	613	70	191	1,211	3,269	

\*1他のリスク区分に該当するものを除きます。

\*2医薬品・医薬部外品・医療用具・食品・農業について生産物の意図または期待された効能が発揮できなかったことに起因する損害については保険金をお支払いできません。

医薬品・医薬部外品・一部の医療用具には医薬品等に関する特約が付帯されます。

○部品については、次の優先順位により該当するリスク区分を決定します。

第1順位 当該部品そのものの名称でのリスク区分

第2順位 完成品部品としての名称でのリスク区分

第3順位 当該部品の素材としての名称でのリスク区分

- (例) ・「自動車用タイヤ製造」→第1順位「タイヤ・チューブ製造」(B6)  
 ・「ねじ製造」→第1順位「釘・ボルト・ナット・リベット・ねじ等製造」(D1)  
 ・「自転車用ペダル製造」→第1順位なし第2順位「自転車部品製造」(F4)  
 ・「銅の柄(え)ープラスチック製ー製造」  
 →第1・2順位なし第3順位「プラスチック・ゴム製品製造」(B7)

販 売 業 ( <small>除く輸入業・除く表示製造業</small> )	販売業 (除く輸入業・除く表示製造業)									
	51	喫茶店*4	217	288	383	452	107	290	637	1,721
	52	飲食店*4	415	548	724	854	107	290	637	1,721
	53	パン、菓子製造小売*4	618	826	1,103	1,308	23	61	300	811
	54	弁当、仕出し、給食、料理品製造小売*4	764	1,023	1,368	1,623	23	61	232	627
	55	ガラス小売	264	323	398	451	173	469	189	510
	56	家庭用電気機械・器具小売	543	673	839	957	482	1,302	1,264	3,414
	57	家庭用ガス・石油機械・器具小売	2,481	3,119	3,945	4,540	482	1,302	1,264	3,414
	58	食料、飲料品販売*4	83	107	140	164	23	61	382	1,032
	59	化粧品販売	115	145	186	215	55	146	1,967	5,310
60	燃料販売(除くLPガス販売)	177	214	261	293	83	224	328	884	
61	ガソリンスタンド	165	184	205	218	716	1,933	1,264	3,414	
62	家具、衣類、文房具、食器、荒物、時計、楽器、その他雑貨品販売*3	97	124	161	187	55	146	218	590	
63	デパート、スーパーマーケット*4	68	87	112	129	55	146	1,967	5,310	

〈売上高100万円あたり〉

リスク区分		PL保険制度				リコール特約			
		S型 支払限度額 5千万円	A型 支払限度額 1億円	B型 支払限度額 2億円	C型 支払限度額 3億円	限定補償		充実補償	
コード	名称					支払限度額 3千万円	支払限度額 1億円	支払限度額 3千万円	支払限度額 1億円

**販売業（除く輸入業・除く表示製造業）（続き）**

販売業（除く輸入業・除く表示製造業）（続き）

64	建設・鉱山・農業用機械・器具販売	328	433	571	674	83	224	292	789
65	自動車、自動二輪車販売	693	921	1,224	1,448	321	868	—	—
66	自転車販売	564	750	998	1,180	321	868	—	—
67	医薬品（除く生薬、漢方薬）販売	2,053	2,717	3,599	4,249	141	379	1,467	3,961
67	生薬、漢方薬販売	2,053	2,717	3,599	4,249	141	379	1,467	3,961
67	医療用計測器・電子応用装置販売	222	292	385	452	141	379	2,107	5,690
67	医療用具・器具販売(体内、体腔内に一時的に挿入されるもの)	229	304	403	477	141	379	633	1,709
67	医療用具・器具(体内、体腔内に挿入されないもの)、衛生材料等販売	229	304	403	477	141	379	633	1,709
67	体内移植用医療機械・器具・材料販売	2,053	2,717	3,599	4,249	141	379	633	1,709
6A	石けん、洗剤販売	281	365	475	554	141	379	1,967	5,310
6A	肥料販売	147	179	219	248	141	379	213	575
6A	建築材料販売	80	98	121	137	141	379	538	1,451
6A	建築部品・ユニット販売	80	98	121	137	141	379	1,467	3,961
6A	圧縮ガス、液化ガス販売	756	962	1,231	1,425	141	379	328	884
6A	プラスチック・合成ゴム半製品販売	151	192	245	284	141	379	1,967	5,310
6A	動物用医薬品等販売	897	1,025	1,175	1,273	141	379	1,467	3,961
6A	接着剤販売	288	366	469	543	141	379	1,967	5,310
6A	タイヤ、チューブ販売	125	160	204	236	141	379	1,967	5,310
6A	プラスチック・ゴム製品販売	113	145	185	214	141	379	1,967	5,310
6A	石油・石炭製品販売	151	192	245	284	141	379	1,967	5,310
6A	塗料、インキ販売	260	329	419	485	141	379	1,967	5,310
6A	農薬、殺虫剤、殺菌剤販売	260	329	419	485	141	379	1,967	5,310
6A	その他の化学製品販売	260	329	419	485	141	379	1,967	5,310
6A	釘、ボルト、ナット、リベット、ねじ等販売	25	30	37	41	141	379	292	789
6A	ガスボンベ、エアゾール缶販売	50	61	74	83	141	379	292	789
6A	金属パイプ加工品販売	50	61	74	83	141	379	292	789
6A	火薬類、花火販売	335	426	545	631	141	379	1,967	5,310
6A	その他の鉄鋼、非鉄金属、同製品販売	50	61	74	83	141	379	897	2,421
6A	貴金属製品販売	10	13	16	19	141	379	218	590
6B	飼料販売	220	247	276	294	141	379	213	575
6B	電気照明器具・電球販売	261	322	398	454	141	379	331	894
6B	映像・音響機械・器具販売	261	322	398	454	141	379	331	894
6B	家庭用動力付工具販売	362	457	580	670	141	379	1,264	3,414
6B	業務用冷暖房装置、換気装置販売（電気によるもの）	165	202	247	280	141	379	824	2,226
6B	業務用冷暖房装置、換気装置販売(ガス・石油によるもの)	580	715	888	1,011	141	379	328	884
6B	冷凍装置・設備販売	704	838	1,003	1,117	141	379	824	2,226
6B	レジャー用乗用具販売	568	755	1,005	1,189	141	379	1,374	3,711
6B	事務用機械・器具(除く電子応用・通信機器・器具・装置)販売	265	353	470	556	141	379	824	2,226
6B	眼鏡販売	238	314	415	490	141	379	218	590
6B	コンタクトレンズ販売	238	314	415	490	141	379	633	1,709
6B	運動用品販売	482	644	859	1,018	141	379	331	894
6B	小児用玩具・遊戯具販売	265	353	470	556	141	379	331	894



リスク区分		PL保険制度				リコール特約			
		S型 支払限度額 5千万円	A型 支払限度額 1億円	B型 支払限度額 2億円	C型 支払限度額 3億円	限定補償		充実補償	
コード	名称					支払限度額 3千万円	支払限度額 1億円	支払限度額 3千万円	支払限度額 1億円

**販売業（除く輸入業・除く表示製造業）（続き）**

販売業（除く輸入業・除く表示製造業）（続き）

6B	家具販売	62	80	103	120	141	379	218	590
6B	繊維機械販売	328	433	571	674	141	379	546	1,474
6B	靴、履物販売	121	161	212	251	141	379	218	590
6B	発電・送電・配電用機械・器具販売	127	156	193	220	141	379	292	789
6B	電子部品、デバイス販売	146	187	239	277	141	379	2,107	5,690
6B	電池販売	242	289	346	386	141	379	—	—
6B	動物用医療機械・器具販売	80	92	106	114	141	379	1,264	3,414
6B	理化学・光学機械・器具、レンズ販売	117	149	191	222	141	379	218	590
6B	自動車、自動二輪車用駆動・制動部品販売	249	331	440	520	141	379	—	—
6B	鉄道車両、同部品販売	195	259	344	407	141	379	1,374	3,711
6B	船舶、同部品販売	1,106	1,471	1,955	2,313	141	379	1,374	3,711
6B	産業用運搬車両販売	692	920	1,224	1,448	141	379	1,374	3,711
6B	金属加工・工作機械、プラスチック加工機械販売	328	433	571	674	141	379	292	789
6B	繊維、皮革、同製品販売	44	57	74	86	141	379	218	590
6B	食品加工機械販売	328	433	571	674	141	379	1,211	3,269
6B	木工機械販売	328	433	571	674	141	379	1,211	3,269
6B	パルプ・製紙機械、印刷・製本・紙工機械販売	328	433	571	674	141	379	218	590
6B	包装・荷造機械販売	328	433	571	674	141	379	292	789
6B	化学機械販売	328	433	571	674	141	379	292	789
6B	その他の産業用加工・工作機械販売	328	433	571	674	141	379	292	789
6B	ベアリング販売	212	261	323	368	141	379	292	789
6B	パルプ、パッキン、ガスケット販売	212	261	323	368	141	379	292	789
6B	昇降機、荷役・運搬機械（除く車両）販売	212	261	323	368	141	379	292	789
6B	サービス機械（自動販売機、娯楽機械等）販売	212	261	323	368	141	379	292	789
6B	消火装置、消火器販売	212	261	323	368	141	379	487	1,316
6B	交通信号・保安装置、防犯・防火・警報装置販売	212	261	323	368	141	379	487	1,316
6B	電子応用（除く医療用）・通信機械・器具・装置販売	212	261	323	368	141	379	2,107	5,690
6B	計量・計測・試験・分析機械・器具販売	212	261	323	368	141	379	2,107	5,690
6B	その他の機械・器具販売	212	261	323	368	141	379	824	2,226
ZB	パルプ、紙、紙製品販売	20	25	31	35	141	379	218	590
ZB	木材林業、木材、木製品販売	50	61	74	83	141	379	897	2,421
ZB	窯業、土石製品、研磨材販売	74	95	122	142	141	379	314	847
ZB	マッチ、ライター等販売	335	426	545	631	141	379	1,967	5,310
ZB	看板、標識等販売	46	56	67	76	141	379	218	590
ZB	人体保護用器具・装置（ヘルメット、防毒面、救命具等）販売	482	644	859	1,018	141	379	1,374	3,711

\*3他のリスク区分に該当するものを除きます。  
 \*4医薬品・医薬部外品・医療用具・食品・農業について生産物の意図または期待された効能が発揮できなかったことに起因する損害については保険金をお支払いできません。薬局・薬店は本制度ではご契約の対象となりません。  
 医薬品・医薬部外品・一部の医療用具には医薬品等に関する特約が付帯されます。  
 ○リース・レンタル業については、リース・レンタルする生産物に対応する販売業の保険料率を適用します。（加入依頼書のリスク区分コード欄には販売業のコードを記入します。）

**輸入業者または表示製造業者<sup>(注1)</sup>に適用される保険料率**  
 ○加入者（被保険者）が輸入業者または表示製造業者<sup>(注1)</sup>である場合、「販売業」のリスク区分・保険料率を適用せず、「製造業」のリスク区分（O1～J9）の保険料率を適用してください。  
 （加入依頼書のリスク区分コード欄にも当該製造業のリスク区分コード（O1～J9）を記入してください。）  
 ○なお、同一被保険者について当該被保険者が「輸入業者（または表示製造業者）」である生産物と「単なる販売業者」である生産物が混在している場合には、加重平均により保険料率を求めてください。  
 （加入依頼書のリスク区分コード欄には主たる製品のリスク区分コードを記入してください。）  
 （注1）「輸入業者」とは当該生産物を輸入した者を、「表示製造業者」とは、当該生産物の製造業者または輸入業者として当該生産物に氏名等の表示をした者、その他当該生産物の製造、流通の実態等により製造業者とみられるような表示をした者（OEM製品、プライベートブランド製品等の販売業者）をいいます。（PL法第2条第3項参照）

# 業種別料率表

〈売上高100万円あたり〉

コード	リスク区分 名称	PL保険制度				リコール特約			
		S型 支払限度額 5千万円	A型 支払限度額 1億円	B型 支払限度額 2億円	C型 支払限度額 3億円	限定補償		充実補償	

工事・作業の請負

工事・作業の請負									
71	大工工事、住宅内装工事、家具修理	179	211	251	279	—	—	—	—
72	ビル建設(含む増改築)、ビル内装工事、屋内電気配線工事、昇降機設置・修理	349	421	511	574	—	—	—	—
73	スプリンクラー、給排水管設置・修理	837	1,009	1,226	1,377	—	—	—	—
7A	自動車・自動二輪車等整備・修理	1,016	1,221	1,477	1,656	—	—	—	—
7B	その他の機械類設置・整備・修理	1,016	1,221	1,477	1,656	—	—	—	—
76	ビル外装工事、換気装置設置・修理	431	542	684	787	—	—	—	—
77	ビル付属鉄骨物設置・修理	723	915	1,164	1,344	—	—	—	—
7C	道路工事、上下水道工事、橋梁工事、地下鉄等地下工事、道路舗装および軌道敷設工事、鉄道新設工事、道路・鉄道等の改修・復旧または維持	671	835	1,046	1,197	—	—	—	—
7D	道路標識・道路表示工事、信号装置設置・修理	671	835	1,046	1,197	—	—	—	—
7E	消毒、病害虫駆除	671	835	1,046	1,197	—	—	—	—
79	ガス管設置・修理	1,364	1,709	2,155	2,475	—	—	—	—
80	冷暖房装置設置・修理(除くガス・石油によるもの)	3,768	4,407	5,181	5,705	—	—	—	—
81	冷暖房装置設置・修理(ガス・石油によるもの)	9,397	11,046	13,056	14,426	—	—	—	—
82	冷凍装置設置・修理	4,969	6,044	7,402	8,360	—	—	—	—
83	家庭用電気機械・器具設置・修理、アンテナ工事、送電線工事、発電機設置・修理	1,948	2,388	2,947	3,344	—	—	—	—
8A	ダム・堤防工事	3,861	4,835	6,094	6,999	—	—	—	—
8B	造園工事	3,861	4,835	6,094	6,999	—	—	—	—

○料率表中の、リコール特約料率欄が「- (非表示)」となっている業種は、リコール特約を付帯できません。

### <引受不可業種について>

○旅館・ホテル業、クリーニング業、理容美容業、浴場業、清掃業、ビルメンテナンス業、駐車場業、情報サービス業、専門サービス業、産業廃棄物処理業等のサービス業など、以下に記載の業種については、本制度ではご契約の対象となりません。

### <引受不可業種>

➡衣服裁縫修理業、医療業(診療所、病院、歯科診療所、歯科技工所)、印刷関連サービス業、運送業、運輸に付帯するサービス業、映画・ビデオ制作業、エステ業・エステ類似業、LPG圧力点検業、LPG販売業、園芸サービス業、オートガススタンド、オペレーター付リース・レンタル業(オペレーター付でないリース・レンタル業は引受可)、学術研究、家事サービス業、冠婚葬祭業、看板書き業、教育、クリーニング、鋳業、航空運輸業、航空機部品製造、広告業、古紙回収業、娯楽業、梱包作業、採石業、産業廃棄物処理業、産業用設備洗浄業、歯科技工士、歯科材料製造(歯科技工士業)、自動車解体業、地盤調査、社会福祉、社会保険、車検代行業、砂利採取業、情報サービス業、消防用設備等保守業、白蟻防除作業(瑕疵保証リスク)、人材派遣業、水運業、水道業、スプリンクラー保守点検、清掃業、設計業務(除く建築士事務所)、洗濯業、専門サービス業(注1)、倉庫業、葬祭業、測量業、ソフトウェア、たばこ製造、築炉工事業、地質調査、駐車場業、調査業、通関業、鉄道業、電気・ガス・熱供給、道路貨物運送業、道路旅客運送業、時計修理業(修理専門)、土地(地盤)改良業、土地造成工事業(注2)、農業サービス業(園芸サービス業を除く)、履物修理業(修理専門)、はつり・解体工事業、ビルメンテナンス業、武器製造、不動産業、分析・研究・調査・設計業、ペットトリミング業、ペット販売、ペンション経営、放送業、保健衛生、翻訳業、薬局(医薬品販売)、浴場業、理容業(含む美容業)、旅館経営、林業サービス業、臨床検査技師

(注1) 専門サービス業とは、法律事務所、特許事務所、公証人役場、司法書士事務所、公認会計士事務所、獣医業、測量業等土木建築サービス業、デザイン業、著述家、芸術家業、個人教授所(学習塾等)、建築設計業(建築家)、社会保険労務士事務所(社会保険労務士)、経営コンサルタント業、不動産鑑定業、行政書士事務所等をいいます。

(注2) 土地造成工事業は、継続契約のみ引受可、新規契約は引受不可。

○該当するリスク区分が不明な場合は、引受保険会社にお問い合わせください。

○複数のリスク区分に該当する場合には保険料率を売上高により加重平均します。

# 保険料計算方法「保険料のお見積り」

**!** 保険料の詳細は、募集代理店または、引受保険会社にお問い合わせください。  
(保険料計算シート等を用いて詳細のご案内をいたします。)

## ア 売上高

前年度売上高が2億円超の事業者の場合、保険料が割安になりますので、下の算式の中から該当するものを選び保険料算出用売上高を計算してください。

- 前年度売上高とは、加入申込時に把握可能な最近の会計年度1年間の日本国内における売上高をいいます。
- 過少申告を行った場合、それにより保険料の不足する割合により支払い保険金が削減されます。

### 貴社の前年度売上高

(百万円以上は百万円単位に四捨五入、百万円未満は百万円に切上、小数点不可)

 百万円

該当する計算式で計算してください。

### 前年度売上高

2億円以下		<input type="text"/> 百万円
2億円を超え5億円以下	0.55 ×	<input type="text"/> 百万円 + 90百万円
5億円を超え10億円以下	0.31 ×	<input type="text"/> 百万円 + 210百万円
10億円を超え30億円以下	0.26 ×	<input type="text"/> 百万円 + 260百万円
30億円を超え80億円以下	0.14 ×	<input type="text"/> 百万円 + 620百万円
80億円を超え200億円以下	0.10 ×	<input type="text"/> 百万円 + 940百万円
200億円超		<input type="text"/> × <input type="text"/> 百万円 + <input type="text"/> 百万円

### 計算結果

(百万円単位に四捨五入、小数点不可)

**!** 保険料算出用売上高  百万円

## イ 加入期間

2018年7月1日を保険始期(加入期間12か月)とする新規・更新の加入につきまして、保険料払込月を「2018年4月～5月」から「2018年4月～6月」に延長しております。ただし、6月以降にお振込みいただいた場合には、加入者証の発送が従来より遅れる場合がございますので、予めご了承ください。また、2018年8月1日以降を保険始期とする中途加入の場合については、保険始期月の前々月末日までのお振込みとなります。

保険料払込月	加入期間	保険料払込月	加入期間
2018年4～6月	12か月	2018年11月	6か月
2018年 6月	11か月	2018年12月	5か月
2018年 7月	10か月	2019年 1月	4か月
2018年 8月	9か月	2019年 2月	3か月
2018年 9月	8か月	2019年 3月	2か月
2018年 10月	7か月	2018年 4月	1か月

年  月に振込する場合

**!** 加入期間  か月間

## PL保険料のお見積り

### ア 保険料算出用売上高

 百万円

詳細は募集代理店にお問い合わせください。

### 〈適用料率〉

S型 <input type="text"/>	B型 <input type="text"/>
A型 <input type="text"/>	C型 <input type="text"/>

リスク区分コード

### イ 加入期間

 か月 /  12か月

S型 (対人・対物合算支払限度額5,000万円、  
免責金額(自己負担額)3万円)  円

A型 (対人・対物合算支払限度額1億円、  
免責金額(自己負担額)3万円)  円

B型 (対人・対物合算支払限度額2億円、  
免責金額(自己負担額)3万円)  円

C型 (対人・対物合算支払限度額3億円、  
免責金額(自己負担額)3万円)  円

(10円未満四捨五入・1円単位不可)

+

## リコール特約のお見積り

### ア 保険料算出用売上高

 百万円

### 〈適用料率〉

### イ 加入期間

 か月 /  12か月

円

※充実補償リコール特約は最低保険料30,000円が適用されます。  
(10円未満四捨五入・1円単位不可)

||

- 事業を開始してから1年未満または決算期の変更により、加入申込時において、売上高を把握できる期間が1年に満たない場合等については、保険始期が属する年度の事業計画上の見込みの売上高により保険料を計算します。この場合でも、保険期間中の実際の売上高による精算は、原則として行いません。

合計保険料

円

